

平成30年度環境対応車導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

環境負荷の低減及び代替エネルギー対策の推進による安定的な輸送力を確保するため、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車など環境対応車の導入促進を図る。

2. 予算額

180百万円

3. 助成対象車両

助成対象車両は、交付要綱第2条に定める環境対応車のうち、車両総重量2.5トン超の車両であって、以下に該当する自動車とする。なお、(1)及び(2)は、新車新規登録自動車に限るものとする。また、交付要綱第5条の会計年度の別に定める期日は、平成30年4月1日から平成31年3月15日までとし、この間に登録が完了した車両を助成対象とする。

- (1) 天然ガス自動車
- (2) ハイブリッド自動車
- (3) 天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造）

4. 助成金の交付額

交付要綱第4条に定める助成金の交付額は、別表の「環境対応車導入促進助成金交付額」とする。なお、消費税は助成の対象外とする。

5. 協調補助

原則として国の補助金を併用することを条件とする。

ただし、本実施要領4. 別表中Ⅱの車両総重量25トンクラスの天然ガス自動車（新車）及び本実施要領10. (2)に該当する車両については、国の補助金を併用することを条件としない。

6. 交付申請及び交付決定

- (1) 交付要綱第6条の別に定める交付申請書は、様式1の「環境対応車導入促進助成金交付申請書」とし、別に定める期日は、車両登録日の前日までとする。
- (2) 交付要綱第7条の別に定める交付決定通知書は、様式2の「環境対応車導入促進

助成金交付決定通知書」によるものとし、前号の申請に係る関係書類を受領確認後、順次交付決定を行うものとする。

7. 申請受付期間

環境対応車導入促進助成事業に係る申請受付期間は、平成30年4月1日～平成31年1月31日までとする。

なお、上記期間内であっても、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

8. 実績報告書の提出

(1) 交付要綱第8条に定める実績報告書は、リースによる導入の場合は様式3-1の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース）」、買取りによる導入の場合は様式3-2の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書（買取り）」（助成金交付請求書）を、車両の登録完了後1ヶ月以内に全ト協に提出すること。

(2) 前号の「買取り」とは、一括もしくは割賦による導入をいう。

なお、割賦導入の場合には、様式3-2の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書（買取り）」（助成金交付請求書）の添付書類として、「車両代金支払いに係る領収書の写し」に代えて、割賦販売契約書など割賦導入したことが確認できる書類を添付すること。

9. 申請内容の変更・取下げ

交付要綱第10条に定める交付申請変更届出書は、様式4の「環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書」とし、また、交付要綱第10条第2項の交付申請取下届出書は、様式5の「環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書」とする。

10. 留意事項

(1) バイフューエル車の取り扱い（実施要領3. 関係）

CNG燃料とガソリン燃料を併用するバイフューエル車については、天然ガス自動車として助成対象とする。なお、助成金額は5万円とする。

バイフューエル車の助成金交付申請を行う場合には、申請書「車両の型式」欄に車両の型式と共に「バイフューエル車」である旨の記載をすること。

(2) やむを得ず国の補助要件を満たせない車両（実施要領5. 関係）

次の①～④のいずれかに該当する車両は、国の補助金の併用を条件としない。

- ① 国の交付予定枠の申込みができなかった車両
- ② 国の交付予定枠の申込みを行ったが、台数制限等により内定通知がされなかった

車両

- ③ 国の補助台数要件を満たせない車両
- ④ 割賦により導入された車両

(3) 都道府県トラック協会の助成金の協調（実施要領5. 関係）

全ト協の助成事業に関しては、都道府県トラック協会の助成金の協調は求めないが、都道府県トラック協会において助成要綱等を定め、交付申請業務等の事務手続きを行うこと。

(4) 車両登録後の申請（実施要領6. 関係）

環境対応車導入促進助成事業に係る申請受付期間は、本実施要領7. を原則とするが、助成事業が継続して実施できるよう4月～6月の登録車両に限り、車両登録後の申請を認める。なお、車両登録後の申請受付は4月～5月登録の車両は6月15日まで、6月登録の車両は登録日より20日以内に限る。

(5) その他

- ① 平成30年度における環境対応車導入促進助成事業に係る手続きの詳細については、別途全ト協が定めるものとする。
- ② 平成30年度環境対応車導入促進助成事業のうち、リース用ハイブリッドトラックに係る助成事業の概要説明資料は、別途全ト協が作成するものとする。

以上